

過疎地域自立促進特別措置法の改正等の概要について

1 主な経緯

- 平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年の法改正により法期限が平成28年3月末日まで延長され、さらに平成24年の法改正により平成33年3月末日まで再延長された。
- 平成22年の法改正の際、衆参総務委員会の決議等において、改正法施行後3年を目途として、平成22年の国勢調査の結果及び地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずることとされた。
- これを受け、会派間で現行法の見直しに向けた協議が重ねられた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として今国会に提出。
⇒ 衆議院は3月14日、参議院は3月26日にいずれも全会一致で可決、3月31日に公布、4月1日から施行。

2 概要

- **平成22年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加**
 - ・これまでの国勢調査の結果の反映手法を踏襲し、改正前の過疎地域の要件に加え、平成22年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加(⇒22団体を過疎関係市町村に追加)
- **過疎対策事業債の対象施設の追加**
 - ・市町村所有の貸工場及び貸事務所
 - ・地域鉄道
 - ※ 新幹線、在来幹線、都市鉄道に該当する路線以外の鉄道路線。具体的には、省令で定める鉄道事業者等91社。
 - ・一般廃棄物処理のための施設(し尿処理施設を含む。)
 - ・火葬場
 - ・障害者福祉施設
 - ・公立小中学校の屋外運動場及びプール
 - ・市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教員住宅及び通学バス等
 - ・市町村管理の都道府県道
- **施行期日は平成26年4月1日**